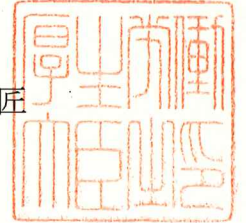


厚生労働省発生食 0829 第6号
令和元年8月29日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第1条による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第8条第1項、同法第13条第1項、改正法附則第11条第2項及び改正法附則第23条による改正後の食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

改正法による改正後の法第13条第1項の規定に基づき、食品、添加物の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）について、同法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品の製造管理、品質管理の基準を定めるため、次の内容を加える改正を行うこと。

- 管理責任者
- 製品標準書
- 手順書等の作成
- 原材料に係る製造管理・品質管理
- 製造管理
- 品質管理
- 製造所からの出荷管理
- 製造管理及び品質管理の方法についてのバリデーション
- 変更の管理
- 逸脱の管理
- 品質等に関する情報及び品質不良等の処理
- 自己点検
- 文書・記録の管理

